

庁名 静岡地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリー	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	9					15		7		10	10	6800円	7000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。)	当事者が1名増すごとに2000円分を追加 (郵便切手の場合の内訳:500円4枚)
	少額訴訟	9					15		7		10	10	6800円	7000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。)	当事者が1名増すごとに2000円分を追加 (郵便切手の場合の内訳500円4枚)
民事調停	民事調停	2					8	5	4		5	10	2780円	3000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。)	当事者が1名増すごとに追加納付 (郵便切手の場合) 1610円 内訳:500円2枚、110円2枚、100円2枚、50円2枚、20円2枚、10円5枚 (予納金の場合) 2000円
支払督促	支払督促	2					3						1330円		左記料金は50グラムまでの料金。別途はがき1枚(85円)必要。仮執行宣言の申立てをする場合は、左記料金及びはがき1枚を別途納付。